

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定に基づき、神奈川県立病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が、令和 4 年 11 月 11 日にありましたので、労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 4 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 11 月 16 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 事件

賃金、労働条件の確保及び向上

2 日時

令和 4 年 11 月 22 日以降問題解決に至るまでの間

3 場所

場所	所在地
足柄上病院	足柄上郡松田町松田惣領 866-1
こども医療センター	横浜市南区六ツ川 2-138-4
精神医療センター	横浜市港南区芹が谷 2-5-1
がんセンター	横浜市旭区中尾 2-3-2
循環器呼吸器病センター	横浜市金沢区富岡東 6-16-1

4 争議行為の概要

各病院の日勤者を中心に 1 時間のストライキその他の争議行為を行う。患者さん対応は夜勤勤務者及び保安員で行う。